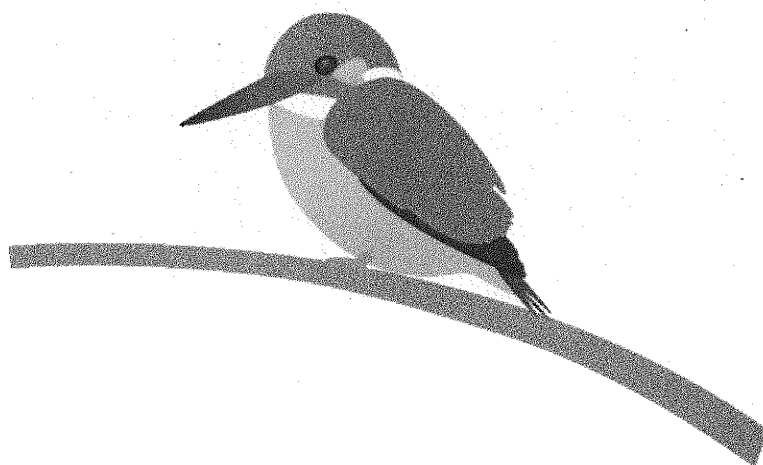


地域密着型通所介護事業所への

移行に係る説明会 資料



【作成・問合せ先】

国分寺市 福祉保健部

介護保険課 給付管理係

電話：042-325-0111 内線 538.539

内容

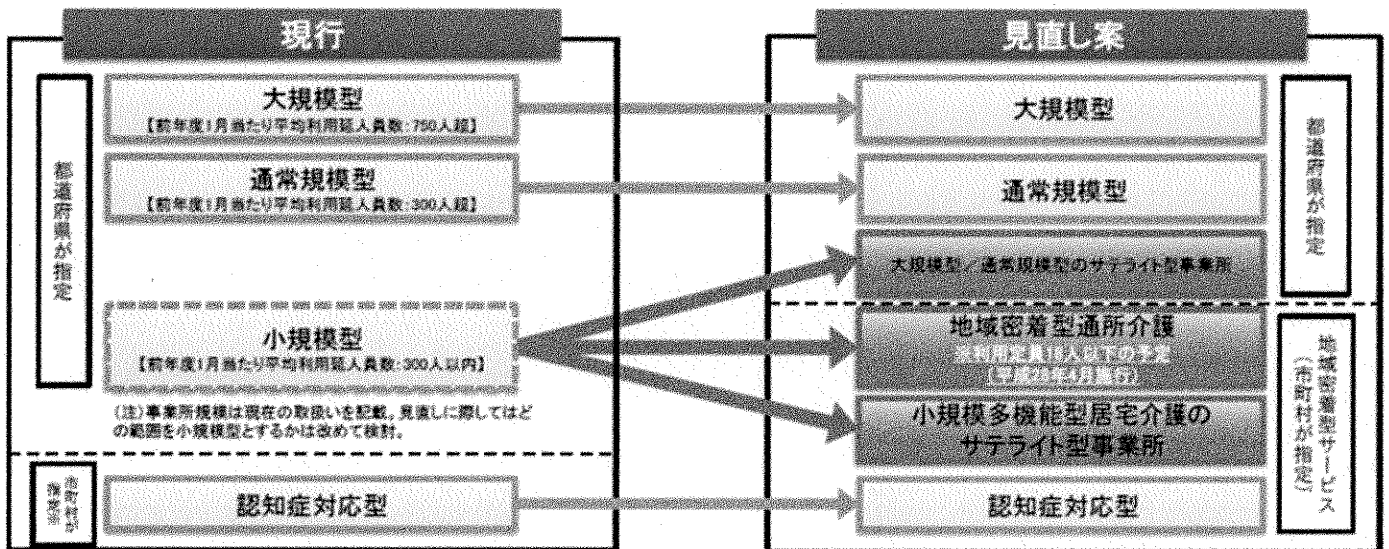
1	地域密着型通所介護の創設について	3
2	地域密着型サービスについて	3
	(1) 地域密着型サービスとは	3
	(2) 地域密着型サービスの移行に係る変更点	4
	① サービス利用者の制限	4
	② 運営推進会議の設置及び開催	6
	③ 適正な事業運営の確保	7
	④ 新規指定・変更届等の提出先	7
3	サービス移行の手続きについて	8
	(1) 利用定員の考え方	8
	(2) 事業所の規模別手続き	8
	① 利用定員が19人以上の場合	8
	② 利用定員が18人以下の場合	8
	(3) 各種書類等記載事項の変更について(定款・運営規程等)	9
	(4) サービス移行に伴う業務管理体制の整備に係る届出等について	9
4	平成28年4月以降の手続きについて	10
	(1) 地域密着型サービスに関する変更等の届出について	10
	① 変更の届出	10
	② 廃止・休止・再開等の届出	11
	③ 加算の届出	11
	(2) 定員変更を行う場合の手続き	11
5	人員基準等と介護報酬について	12
	(1) 地域密着型通所介護の人員, 設備及び運営に関する基準等について	12
	(2) 介護報酬について	12
6	宿泊付きデイサービスについて	13
7	地域密着型通所介護等への移行に関するQ&A	14

1 地域密着型通所介護の創設について

○平成 27 年度の介護保険制度の改正により，小規模な通所介護（事業所の利用定員 18 人以下）については，少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ，地域との連携や運営の透明性の確保，また，市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため，平成 28 年 4 月から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになりました。

○小規模な通所介護の移行先としては，「地域密着型通所介護」の他，「大規模型/通常規模型のサテライト型事業所」，「小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所」に移行する選択肢が設けられています。

※この説明会資料では，大規模型/通常規模型のサテライト型事業所，小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に関する説明は省略しています。希望する事業所は，介護保険課給付管理係までお問い合わせください。



平成 26 年. 11. 10 介護保険担当課長会議資料より

2 地域密着型サービスについて

(1) 地域密着型サービスとは

高齢者が要介護状態となっても，できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスであり，以下の類型があります。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護（介護予防）
- 小規模多機能型居宅介護（介護予防）
- 認知症対応型共同生活介護（介護予防）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護（平成 28 年 4 月 1 日から）

(2) 地域密着型サービスの移行に係る変更点

① サービス利用者の制限

○地域密着型サービスとなるため、国分寺市内の事業所は、原則として国分寺市の被保険者だけが利用できることとなります。他市の被保険者が利用する場合には、保険者間の同意を得た上での指定申請手続きが必要です。

A市の被保険者が国分寺市の地域密着型通所介護の事業所の利用を希望する場合の手続き例（相手方の市によって若干手続きが異なることがあります）	
1	国分寺市に所在する事業所（以下「当該事業所」という。）は、 <u>A市の被保険者が当該事業所を利用しなければならない相当な理由を付して</u> 、A市・国分寺市双方に指定を受けたい旨の申出を行う。
2	A市が国分寺市に、当該事業所の指定に係る同意を求める（当該自治体間で事前に同意申請を不要とする合意がある場合を除く）。
3	国分寺市が同意する場合は同意した旨を、同意しない場合は同意しない旨を、国分寺市はA市に通知。同意が得られなかった場合は、A市は当該事業所を指定することはできない。
4	同意が得られた場合、当該事業所はA市に指定申請書を提出する。
5	A市は、当該事業所からの指定申請書を審査・補正の上で当該事業所を指定。なお、この場合の指定は利用者単位で行われ、A市に居住する別の被保険者が当該事業所を利用する場合には、改めて同意の手続きが必要となる。

参考 市外事業所を国分寺市長が指定する場合の基準

(1) 当該事業所が隣接市に所在するときは、国分寺市の利用者について次のいずれかに該当すること。

ア 同一サービスを提供する事業所が市内にないこと。

イ 市内に所在する事業所において、利用希望被保険者の必要とするサービスを提供できない状態であること。

ウ 必要とするサービスの提供はできるものの距離的かつ物理的に利用が困難であると認められること。

(2) 当該事業所が隣接市以外に所在するときは、前号アからウまでのいずれかに該当するとともに、指定すべき適正な理由が認められること。

※なお、国分寺市内の住所地特例施設に入所している他市被保険者（住所地特例者）は、在宅系^{*}の地域密着型サービスが利用できます。

^{*} 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【例外1 みなし指定について】

○平成 28 年 3 月末時点で、区域外の小規模な通所介護事業所を利用している方については、当該施設所在地の市区町村からの指定を受けたものとみなされますので、平成 28 年 4 月以降も継続して利用可能です。ただしこのみなし指定は当該利用者が当該利用所を継続して利用する場合にのみ、効力を有するものです。当該利用者と同じ市区町村の人であっても、サービス提供を行うためには、その方について当該市区町村からの指定を受ける必要があります。

【例外2 隣接市との同意協定について】

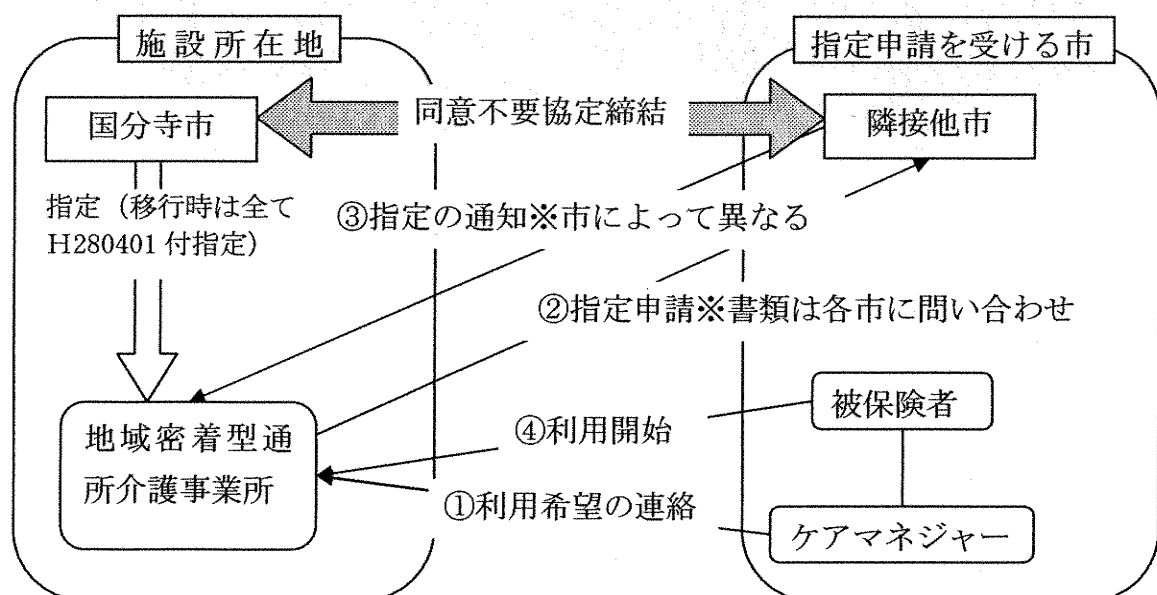
○国分寺市隣接市（立川・国立・府中・小金井・小平）とは、事前同意不要協定を締結する方向で調整中です。この場合においても指定申請は必要になります（次図参照）。

○なお、上記の協定は地域密着型通所介護についてのみ有効です。他の地域密着型サービスについては適用されません。

○一度指定を受ければ、指定有効期間内は指定手続き等をせずに指定を受けた市の利用者を受け入れることができます（属人ではなく事業所の指定）。

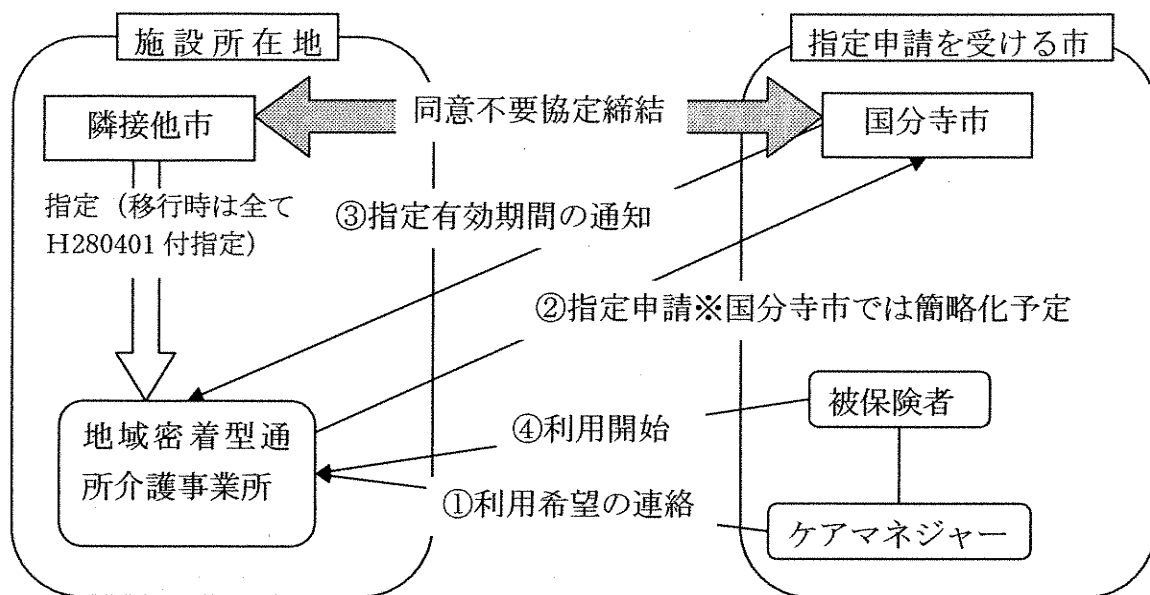
○ただし、施設所在地の市によっては他市市民の利用割合制限を設定することがあるため、指定を受ける事業所は施設所在地の市町村に確認をしてください（国分寺市については、現状利用割合制限を設定する予定はありません）。

隣接市市民が国分寺市の事業所利用を希望する場合



隣接市の方を受け入れる国分寺市内の事業所は、国分寺市及び隣接市に対して毎月人数等の報告をその保険者所定の方法により行ってください。 参考資料 1

国分寺市民が隣接市の事業所利用を希望する場合



※国分寺市の指定申請書類 様式については介護保険課までお問い合わせください。

指定申請は、様式第1号及び付表（それ以外の添付書類は省略可）

変更申請は、様式第18号（添付書類省略可）

加算届は、体制等状況一覧表のみ

○施設所在地以外の被保険者が地域密着型サービスを利用する際の条件は、各保険者によって異なります。国分寺市外の事業所の利用を希望する場合には、その事業所に直接利用条件の確認をする必要があります。

② 運営推進会議の設置及び開催

○地域密着型サービスへの移行に伴い、運営推進会議の設置及び開催が義務付けられます。

○運営推進会議は、当該事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置されるものであり、厚生労働省令で定められていることから、当会議が必要な回数開催されていない場合には、基準違反として指導の対象となります。

○地域との連携や事業所運営の透明性を確保するために、運営推進会議は、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等で構成し、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受ける

とともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。会議の内容を記録し、当該記録の公表することも義務付けられています。

詳細については **参考資料2** をご参照ください。

③ 適正な事業運営の確保

○関係者の意見反映について

介護保険法第78条の2第7項の規定により、市長は地域密着型サービス事業所の指定を行うに当たっては、関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

国分寺市では、市内の地域密着型サービス事業者の新規指定・更新については、関係者の意見の反映として、国分寺市介護保険運営協議会における審議を経ることとなっていますが、地域密着型通所介護事業所の開設に関しては、現行上は公募・総量規制の対象外であるため、国分寺市介護保険運営協議会への報告事項とします。国分寺市介護保険運営協議会から意見が寄せられた場合には、各事業所に対してその旨を通知し、必要な改善等を求めることがあります。

○適正な運営確保のための条件について

介護保険法第78条の2第8項の規定により、市長は地域密着型サービス事業所の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができます。

④ 新規指定・変更届等の提出先

平成28年4月1日以降の届出の提出先は下記の通りです。

種別	申請先窓口
通所介護 (事業所の利用定員が19名以上)	東京都（提出先は、 公益財団法人 東京都福祉保健財団）
地域密着型通所介護 (事業所の利用定員が19名未満)	国分寺市福祉保健部 介護保険課（国分寺市以外の指定を受けている場合にはそれぞれの保険者へ）
介護予防通所介護 (事業所の利用定員にかかわらず)	東京都（提出先は、 公益財団法人 東京都福祉保健財団）
介護予防・日常生活支援総合事業	国分寺市福祉保健部 介護保険課（国分寺市民以外の利用者の受け入れをしている場合にはそれぞれの保険者へ）

※地域密着型通所介護は、介護のみで予防はありません。要支援1、2の認定を受け

ている方は、従来の介護予防通所介護又は総合事業の第一号通所事業のサービスを利用することになります。

3 サービス移行の手続きについて

(1) 利用定員の考え方

○事業所の利用定員とは、当該事業所の運営規程に定められ、実際に届け出られている利用定員のことです。報酬算定上の規模区分（小規模型や通常規模型）、実際に利用者数の多い・少ない、食堂及び機能訓練室の最大受け入れ可能人数は関係ありません。

○また、午前と午後に分けて1単位＝定員10人で2単位実施している事業所の利用定員は、事業所において「同時に」指定通所介護の提供を受けることができる「利用者の数の上限」で判断しますので、合計した20人ではなく、10人となります。

(2) 事業所の規模別手続き

① 利用定員が19人以上の場合

◆利用定員を変更せず、「通所介護」のままの事業所

→手続きは何も必要ありません。報酬算定上の規模区分は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人数により、通常規模型・大規模型Ⅰ・大規模型Ⅱのいずれかとなります。

*報酬算定上の規模区分から「小規模型」はなくなります。

*前年度の1月当たりの平均利用人数が750人以内であれば通常規模型、750人を超えて900人以内であれば大規模型Ⅰ、900人を超えれば大規模型Ⅱとなります。

② 利用定員が18人以下の場合

◆機能訓練室及び食堂の面積が57㎡以上あるので、利用定員を19人以上に変更し、「通所介護」のままとする事業所

→平成28年3月31日まで：東京都に利用定員の変更届をご提出ください。

→平成28年4月1日以降：国分寺市に地域密着型通所介護事業所の廃止届を提出し、東京都に通所介護事業所の新規届を提出ください。

◆機能訓練室及び食堂の面積が57㎡未満しかないが、専用区画を変更して機能訓練室及び食堂の面積を57㎡とし、併せて利用定員を19人以上に変更して「通所介護」のままとする事業所

→専用区画を変更する前に、東京都に事前協議を行ってください。

【注意】平成28年4月1日以降、それ以前に上記のような定員の変更があったものとする届出の提出があっても、遡及適用は認められません。

◆利用定員を変更せず、「地域密着型通所介護」に移行する事業所

→平成 28 年 3 月 31 日時点で指定を受けている事業所については、平成 28 年 4 月 1 日に「地域密着型通所介護」の事業所として指定があったものとみなされる*ため、特段の移行手続きは不要です。

また、「地域密着型通所介護」の指定を受けたとみなされた事業所については、同日に「通所介護」の指定の効力を失うため、「通所介護」に係る廃止手続きについても不要です。

*利用定員 18 人以下の事業所について、別段の申出をしたときは「地域密着型通所介護」のみなし指定を辞退することはできますが、その場合は平成 28 年 4 月 1 日以降「通所介護」の指定の効力が失われるため、通所介護事業所として事業を継続することはできません。

(3) 各種書類等記載事項の変更について（定款・運営規程等）

○地域密着型サービスへ移行することに伴い、サービス種別が変更になります。そのため、定款・運営規程・重要事項説明書・契約書（以下「定款等」）における「指定通所介護」等の事業名称を、「指定地域密着型通所介護」と改めるなど、適宜修正をしてください。

○地域密着型サービスですので、通常の事業の実施地域について国分寺市外の市区を対象に定めている場合には、他市区を除外し、国分寺市に限定してください。なお、介護予防通所介護及び第一号通所事業については、引き続き市外区市を設定することも可能ですので、事業ごとに実施地域を設定することも可能です。

○定款等の変更内容が地域密着型サービス移行のみに関するものであれば、そのことに関する国分寺市への届出は不要ですが、利用者に混乱を生じさせないようにするため及び適切な事業運営となるよう、必ず修正をしておいてください（実地指導の際には確認します）。

○地域密着型サービスへ移行することに伴い、改めて利用者と契約を締結しなおす必要はありませんが、特約書などに記載した上で、利用者及び利用者家族等に説明をし、利用者の同意をもらう必要があります。なお、利用契約書の書式は地域密着型サービスに対応できるようにしておき、平成 28 年 4 月 1 日以降の新規・更新契約は新しい契約書の書式で行ってください。

(4) サービス移行に伴う業務管理体制の整備に係る届出等について

業務管理体制の届出先については、現在次のとおりとなっています。地域密着型通所介護事業所への移行に伴い届出先区分が変更になった場合は、遅滞なく所要の届出をお願いします。

届出先区分	届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

貴事業者が運営する介護保険事業所が地域密着型に移行したことにより、他に地域密着型以外の事業所の運営がなく、上記⑤に該当することとなった場合は当該市町村長及び変更前行政機関（都知事など）あてに、速やかに届出書（新規：[参考資料3](#)、変更：[参考資料4](#)）提出をお願いします。

〈届出書の記載必要項目（下記○）〉

内容	事業者名 (押印)	事業者 番号	1. 届出の 内容欄	2. 事業者 の欄	3. 事業所 の欄	4. 第2号 欄	5. 区分変 更の欄
提出先							
変更前機関あて	○	○	○				○
変更後機関あて	○	○	○	○	○	○	○

■参考事例

地域密着型に移行し、他に地域密着型以外はなく、当該事業所が単一市町村の場合	国分寺市及び都へ区分変更
運営する事業所の全部を地域密着型に移行し、地域密着型以外はないが、事業所が複数の市町村に所在している場合	変更なし（引き続き都）
運営する事業所の一部を地域密着型に移行し、他に地域密着型以外の事業所がある場合	変更なし（引き続き都）

4 平成28年4月以降の手続きについて

(1) 地域密着型サービスに関する変更等の届出について

① 変更の届出

指定内容に変更があった場合は10日以内に変更内容の届出が必要です。

次の内容に変更がある場合は、変更届の提出を行ってください。変更事項によって

必要となる添付書類が異なりますので、まずは介護保険課給付管理係まで電話でご連絡ください。

- ア 事業所の名称, 所在地
- イ 管理者
- ウ サービス利用定員
- エ 建物の構造・専用区域等
- オ 法人の名称, 役員の変更等
- カ 運営規程 (営業日, 営業時間, サービス提供日, サービス提供時間)

② 廃止・休止・再開等の届出

指定地域密着型サービス事業を休止または廃止するときは、休止または廃止する一月前までに届出が必要です。事実発生の一月前までに来庁により届出ください。

③ 加算の届出

加算を算定するには、事前の届出 (変更届) が必要になります。届出日により算定月が異なりますので注意してください。

地域密着型通所介護事業所のサービス費の請求 (加算等) については、毎月 15 日までに届出を受理した場合は翌月から、16 日以降の受理の場合は翌々月からの変更となります。

各種加算を算定するためには、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況等一覧表」のほか、添付書類が必要となります。WAM-NET からダウンロードをすることができますが、ご連絡いただければ E メールで送付します。

※他市町村の利用者がいる場合は、区域外指定を受けている市区町村に加算等の届出をする必要があります。加算等の届出を行わない場合には、算定ができなくなります。届出については当該市区町村へ確認してください。

(2) 定員変更を行う場合の手続き

① 「地域密着型通所介護」事業所が利用定員「18 人以下」の範囲で変更する場合

国分寺市に変更届を提出することが必要です。但し、事業所の移転や専用区画の変更を行う場合は、契約や工事着手の前に必ず事前協議を行ってください。

② 「地域密着型通所介護」事業所が利用定員「18 人以下」から「19 人以上」に変更する場合

「地域密着型通所介護」事業所としての廃止届を国分寺市に提出し、「通所介護」事業所としての新規指定の申請を東京都に行ってください。

- ③「通所介護」事業所が利用定員「19人以上」から「18人以下」に変更する場合
②と逆の手続きが必要になります。

「通所介護」事業所としての廃止届を東京都に提出し、「地域密着型通所介護」事業所としての「新規指定」の申請を国分寺市に行うことが必要になります。

- ④「通所介護」事業所が利用定員「19人以上」の範囲で変更する場合

従来どおり、東京都に変更届を提出することが必要です。ただし、事業所の移転や専用区画の変更を伴う場合は、契約や工事着手の前に必ず事前協議を行ってください。

5 人員基準等と介護報酬について

(1) 地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等について

○地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業者が提供するサービスの基準については、他の地域密着型サービスと同様、国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとなっています。国の基準については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省令第14号）として公布されています。平成28年3月15日現在では、地域密着型通所介護の利用定員を定める省令や介護報酬等の一部改正等については(案)のままですが、運営推進会議の設置規程が追加になる以外は現行の通所介護の基準と同様となる見込みです。

○地域密着型通所介護事業所への移行に関する介護保険法の改正は平成28年4月1日に施行されますが、市町村における基準条例の制定については、施行から1年間の経過措置が設けられています。

○国分寺市においては、「国分寺市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等を改正して地域密着型通所介護の人員等例規で定める予定です（条例は平成28年6月議会に上程予定）。上程内容としては、国基準と同等とすることを予定しています。

(2) 介護報酬について

基本報酬については、現行の小規模型通所介護を踏襲します。加算・減算についても同様です。前年度の利用者数の実績によらず、地域密着型通所介護費の算定区分になりますので、これまで毎年3月に行っていた翌年度事業所の規模「算定区分」の計算が今後は不要になります。

サービスコードは変更になり、新たに地域密着型通所介護としてのサービスコードが設定されます 参考資料5。

	～平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～
居宅サービス	小規模型通所介護 (平均利用延利用者数 300 人以下)	
	通常規模型通所介護費 (平均利用延利用者数 301 人以上 750 人以下)	通常規模型通所介護費 (平均利用延利用者数 750 人以下)
	大規模型通所介護費(Ⅰ) (平均利用延利用者数 751 人以上 900 人以下)	大規模型通所介護費(Ⅰ) (平均利用延利用者数 751 人以上 900 人以下)
	大規模型通所介護費(Ⅱ) (平均利用延利用者数 901 人以上)	大規模型通所介護費(Ⅱ) (平均利用延利用者数 901 人以上)
地域密着型サービス		地域密着型通所介護費 ○利用定員 18 人以下 ○運営推進会議の設置(概ね 6 月に 1 回以上開催)

6 宿泊付きデイサービスについて

○東京都では、「東京都指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」等により、宿泊付きデイサービスに係る届出等について以下のことなどが規定されています。

- (1) 宿泊付きデイサービスの提供日数に関らず届出が必要
- (2) 介護サービス情報による公表制度の活用
- (3) 緊急かつ短期的な利用に限定
- (4) 設備基準(個室以外の宿泊室の定員は 4 名以下)
- (5) 利用定員(通所介護利用定員の 1/2 以下かつ 9 人以下)
- (6) 居宅サービス計画に沿った宿泊サービス計画の作成と利用者の同意・交付
- (7) 事業開始前の届出

○地域密着型通所介護事業所における宿泊付きデイサービスについては、各市が基準を定めることとなっています。国分寺市においては、基本的には、東京都における基準(「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」23 福保高介第 203 号、一部改正 27 福保高介第 383 号)を準用し、東京都の基準に準じた運用をすることを予定しています(条例改正と同時期に明文化予定)。

○すでに東京都に通所介護事業所として届出を済ませている地域密着型通所介護事業所については、平成 28 年 6 月を目途に東京都から各市区町村へ既届出書類が送付されてくる予定です。今後の手続きについては、前述の届出書類の記入状況を確認し、必要に応じて別途ご連絡をします。なお、国分寺市内の地域密着型通所介護事業所が

新規に宿泊サービスの開始を希望する場合及び、東京都に提出した届出内容を平成 28 年 4 月 1 日以降に変更をする場合については、個別に国分寺市介護保険課までお問い合わせください。

○宿泊付きサービスの届出がある事業所に対しては、今後任意で運営確認を実施する予定です。

7 地域密着型通所介護等への移行に関する Q&A

※基準省令及びその取扱いが国から正式に示されていないため、変更となる場合があります。

No.	Q	A
地域密着型通所介護のみなし指定について		
1	地域密着型通所介護のみなし指定の指定有効期間(満了日)はどのようなのか。	現在の通所介護の指定有効期間(満了日)が、当該のみなし指定の有効期間となります。※現在の通所介護事業所として指定(更新)を受けた日から6年間。
地域密着型サービスへの移行について		
2	定款の「事業の目的」は変更する必要があるのか。	地域密着型サービスへ移行することに伴い、定款の事業の目的に「介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業」または「介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業および介護予防小規模多機能型居宅介護事業」等と入れる変更手続きを行ってください。あわせて、登記の変更手続きも行ってください。すでに事業の目的に入っている法人は変更手続き不要です。
更新手続きについて		
3	利用定員 10 人の事業所で、平成 28 年 4 月以降地域密着型通所介護に移行するが、現在の指定有効期間(満了日)が平成 28 年 12 月 31 日である。更新手続きは、どうしたらいいか。	指定有効期間(満了日)の2か月くらい前に、更新手続きの書類をお送りします。送られてきた書類にそって更新手続きを行ってください。
4	介護予防通所介護の更新はどうなるのか。	介護予防通所介護については、平成 27 年 4 月 1 日以降順次保険者の介護予防・日常生活支援総合事業に移行していきますが、経過措置として平成 30 年 3 月 31 日まで制度自体は継続しています。介護予防通所介護は地域密着型サービスに移行しませんので、利用定員 18 人以下で地域密着型通所介護に移行する事業所が介護予防通所介護を実施していて、平成 28 年 4 月 1

		日以降に指定有効期間を満了する場合、地域密着型通所介護とは別に介護予防通所介護の指定更新を行っていただく必要があります。
5	地域密着型通所介護事業所となった事業所の変更届等の提出先はどうか。	事業所所在地の保険者のほか、指定を受けている保険者に対してもそれぞれ行うこととなります。なお、加算届の提出期限は従来どおりで、毎月 15 日以前に提出された場合は翌月から、毎月 16 日以降に提出された場合は翌翌月からの算定開始となります。
6	住所地特例対象施設である「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者は、地域密着型通所介護事業所を利用できるか。	住所地特例対象施設の入居者が利用できる地域密着型（介護予防）サービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「（介護予防）認知症対応型通所介護」、「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」に限定されていますが、地域密着型通所介護も対象となる予定です。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成 27 年 4 月 1 日以降の入居者（住民票を国分寺市にしている者）のみ利用可能です。
7	地域密着型通所介護事業所の「みなし指定」を受けたくない場合、どのような手続きするか。また、みなし指定を辞退すると、事業所はどのような取り扱いになるか。	地域密着型通所介護事業所のみなし指定を受けたくない場合は、平成 28 年 3 月 31 日までにみなし指定の辞退の申出を行うとともに、廃止届の提出が必要です。また、みなし指定を辞退することは、①事業を廃止する、②大規模型又は通常規模型のサテライト事業所となる、③小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所となるのいずれかとなります（従来の通所介護事業所としての運営はできません）。
8	地域密着型通所介護事業の人員及び設備等の基準はどうか。	地域密着型通所介護の人員及び設備等の基準は、国の基準省令に基づき市町村が条例で定めることになっています。平成 29 年 3 月 31 日までの経過措置があるため、国分寺市では現時点では条例を制定しておりませんが、平成 28 年度中に制定します。現時点においては国の基準省令の内容をそのまま市の基準として読み替えての対応になります。市町村によっては、文書の保存期間など、国の省令基準とは異なる場合がありますので、複数保険者から指定を受けている場合には、それぞれの保険者にご確認ください。
運営推進会議について		

9	運営推進会議の開催は概ね6月に1回とされているが、定期開催は必須か。	必須となります。
10	構成員の中の「地域住民の代表者」とは、具体的にどのような人を指すのか。	町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられます。その他、土地のオーナー、幼稚園の園長等も考えられます。
11	地域密着型サービスについて知見を有する者とは具体的にどのような職種や経験等を有するのか。	知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、地域密着型通所介護について知見を有する者として、専門的な立場から意見を述べることをできる者を専任してください。具体的には他のサービス事業者やケアマネ等も考えられます。
12	運営推進会議の構成員について、例示されている区分の全てを構成員とする必要があるのか。	サービスの質を確保する点から、原則として、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市職員または地域包括支援センター職員を構成員とする必要があります。ただし、毎回の運営推進会議に全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものです。
13	構成員のうち同一人物が「利用者の家族」と「地域の代表者(町内会役員等)」、「地域住民の代表者(民生委員)」などを兼ねることは可能か。	「利用者の家族」については利用者の家族として、事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」の兼務はあり得ると考えられます。
14	利用者がサービス利用中に出席することはできるか。	地域密着型通所介護サービスにおいては、利用者がサービス利用中に出席した場合には、その時点でサービス利用が中断したもものとして扱われます。
15	運営推進会議の記録を作成する必要があるか。	地域密着型サービス全般について同様ですが、記録の作成と公表は義務付けされています。なお、市町村職員又は地域包括支援センター職員がやむをえず会議を欠席した場合には、運営状況確認のため、会議の記録を国分寺市介護保険課給付管理係に提出してください。
16	複数の事業所の運営推進会議を合同で開催してもよいか。	複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として認められません。ただし、複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合は認められます。